9月23日

全国初!

「やまなし手話言語の日」

Yamanashi Sign Language Day

山梨県では、山梨県手話言語条例第9条で、県民の間に広く手話言語についての理解と関心を深めるようにするため「やまなし手話言語の日」を設けました。条例で手話言語の日を定めたのは全国で初めてのことです。

※9月23日は「手話言語の国際デー」でもあります。2017年12月19日に国連総会で決議されました。

知ってほしい!

聴覚障害のこと

I want you to know! Hearing impairment

01 聴覚障害とは?

音が全く聞こえなかったり、
話し言葉や小さい音が聞こえない、
聞こえづらい状態です。

02 ろう者とは?

聴覚に障害があり、
手話を使って生活する人です。
※ろう児:聴覚に障害がある
幼児、児童及び生徒

03 手話とは?

ろう者の言語です。手や指の動き、顔の表情などを使って、
自分の気持ちを伝えることができる独自の文法体系を持つ言語です。

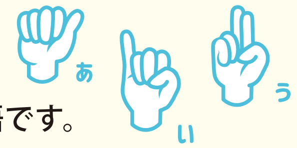

山梨県手話言語条例ってな〜に?

What is the Yamanashi Sign Language Ordinance?

手話が言語であることをみんなで理解し、県、県民、事業者、それぞれの役割の中で、
手話の使いやすい環境をつくり、障害の有無に関わらず、社会を構成する対等な一員として
誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すために定められた条例です。

県の役割 手話言語への理解を促進し、手話を使いやすい環境を整備するためにさまざまな施策を推進します。	● 手話言語を使った県政に関する情報発信 ● 県民の手話言語に対する理解の促進 ● 手話言語通訳者等の確保や養成等 ● ろう児等が通学する学校等での手話言語を学ぶ機会の提供や保護者からの教育に関する相談への対応支援
県民の役割	● 手話言語への理解とともに、県が実施する手話言語に関する施策に協力
事業者の役割	● 県が実施する手話言語に関する施策に協力 ● ろう者が利用しやすいサービスの提供やろう者が働きやすい環境の整備

音声コードUni-Voice

手話言語の歴史

History of Sign Languages

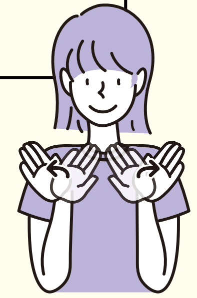

明治時代から、ろう者の間で大切に受け継がれ発展してきた手話。しかし、明治13年に開催されたイタリア・ミラノの国際会議にて、「ろう教育では読唇と口話法を教えること」が決議され、昭和8年の文部大臣の訓示により、ろう学校では口話教育が中心になり、手話に触れる機会が少なくなっていきました。

その後、平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には、手話、その他の非音声言語を含むことが明記され、平成23年に改正された障害者基本法の中でも、手話が言語であることが明記されました。

Trouble with not being able to hear

聞こえないことで困ること

#コエナイコトデコマルコト 01

外見で障害がわからない

後ろからの呼びかけは聞こえないことがあります。正面から口を大きく開けて話しかけましょう。また、中途失聴の人には話せる人が多いため、「あいさつしたのに無視された」などと誤解されることがあります。

#コエナイコトデコマルコト 02

音の情報がわからない

火災報知器や車のクラクション、交通機関のアナウンスなど、生活に必要な音声や音が聞こえないことがあります。避難や危険回避が難しい場合もあるため、周囲の人の声かけが必要です。

#コエナイコトデコマルコト 03

複数の人と同時に会話するのが難しい

複数の人が同時に話すと、相手の口の動きや表情が見られず、話の内容が理解できなくなることがあります。相手から見やすい場所で順番にゆっくりと会話をするようにしましょう。

音声コードUni-Voice